資料NO. 3

令和８年１１月１５日執行

伊　根　町　長　選　挙
伊根町議会議員一般選挙

選挙公営の手引き

伊根町選挙管理委員会

目　　次

第１　はじめに 1

第２　公費負担の概要 2

1.　公費負担の種類 2

2.　対象となる候補者 2

3.　公費負担の限度額 2

4.　公費負担の対象となる費用の原則 3

5.　有償契約の締結 3

6.　契約書の作成 3

7.　所定の手続きをしなければならないこと 3

8.　無投票となった場合 3

(1) 選挙運動用自動車の使用 3

(2) 選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成 4

9.　収支報告と選挙公営 4

10.　契約変更について 4

11.　選挙公営費用の支払い 4

第３　諸手続 5

1.　契約締結と契約届出 5

(1) 届出先 5

(2) 届出期日 5

(3) 添付書類 5

(4) 注意事項 5

2.　確認申請 5

(1) 確認申請が必要なもの 5

(2) 確認申請の方法 5

(3) 確認申請の提出先 5

(4) 確認書の交付 5

3.　使用（作成）証明書の交付 6

4.　費用の請求 6

(1) 請求する際に必要な提出書類 6

(2) 請求書提出の際の注意事項 6

(3) 請求書の提出先 6

第４　各種公営の諸手続 7

1.　選挙運動用自動車（ハイヤー方式） 7

(1) 業者等の制限 7

(2) 選挙公営の対象 7

(3) 車両に係る公費負担の対象範囲 7

(4) 公費負担限度額 7
(5) 手続きの流れ 7
2. 選挙運動用自動車(個別契約方式) 8
(1) 選挙運動用自動車の借入れ 8
(2) 選挙運動用自動車の燃料代 10
(3) 選挙運動用自動車の運転手 11
3. 選挙運動用ポスターの作成 13
(1) 業者等の制限 13
(2) 選挙公営の対象 13
(3) 公費負担限度額 13
(4) 手続きの流れ 14
4. 選挙運動用ビラの作成 15
(1) 業者等の制限 15
(2) 選挙公営の対象 15
(3) 公費負担限度額 15
(4) 手続きの流れ 16
第５ 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A 17
1. 共通 17
(1) 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？ 17
(2) 選挙運動費用の公費負担制度は、定額で負担してもらえる制度ですか？ 17
(3) 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？ 17
(4) 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？ 17
(5) 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきですか？ 17
2. 自動車の借入れ 17
(1) 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？ 17
(2) レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？ 17
(3) 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金は公費負担の対象となりますか？ 18
(4) 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？ 18
(5) 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？ 18
(6) 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？ 18
(7) レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？ 18
(8) 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。 18
3. 燃料の供給 18
(1) 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？ 18
(2) 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？ 19
(3) 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？ 19
(4) 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？ 19

4. 運転手の雇用 19
(1) 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？ 19
(2) 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？ 19
(3) 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は公費負担の対象となりますか？ 19
(4) 契約した運転手の宿泊代は公費負担の対象になりますか？ 19
(5) 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？ 19
5. 選挙運動用ポスターの作成 19
(1) ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？ 19
(2) 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？ 19
(3) 選挙運動用ポスターと選挙運動用通常葉書を一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？ 20
(4) ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？ 20
6. 選挙運動用ビラの作成 20
(1) 選挙運動用ビラには規格等の制約はありますか？ 20
(2) 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？ 20
(3) 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？ 20
第６ 各種様式（記載例） 21
1. 選挙運動用自動車関係（ハイヤー方式） 21
(1) 選挙運動用自動車運送契約書の写し（例） 21
(2) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 22
(3) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 23
(4) 請求書（一般運送） 24
(5) 請求内訳書 25
2. 選挙運動用自動車関係（個別契約方式） 26
(1) 選挙運動用自動車運送賃貸借契約書の写し（例） 26
(2) 選挙運動用自動車の燃料供給契約書の写し（例） 27
(3) 選挙運動用自動車運転手の雇用契約書の写し（例） 28
(4) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書 29
(5) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書 30
(6) 選挙運動用自動車燃料代確認書 31
(7) 選挙運動用自動車使用証明書（自動車の借入れ） 32
(8) 選挙運動用自動車使用証明書（燃料の供給） 33
(9) 選挙運動用自動車使用証明書（運転手の雇用） 34
(10) 請求書（選挙運動用自動車の借入れ） 35
(11) 請求内訳書 36
(12) 請求書（燃料の供給） 37
(13) 請求内訳書 38
(14) 給油伝票の写し（例） 38
(15) 請求書（運転手の雇用） 39
(16) 請求内訳書 40

3. 選挙運動用ポスター関係 41
(1) 選挙運動用ポスター作成契約書の写し(例) 41
(2) 選挙運動用ポスター作成契約届出書 42
(3) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 43
(4) 選挙運動用ポスター作成枚数確認書 44
(5) 選挙運動用ポスター作成証明書 45
(6) 請求書(選挙運動用ポスターの作成) 46
(7) 請求内訳書 47
4. 選挙運動用ビラ関係 48
(1) 選挙運動用ビラ作成契約書の写し(例) 48
(2) 選挙運動用ビラ作成契約届出書 49
(3) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 50
(4) 選挙運動用ビラ作成枚数確認書 51
(5) 選挙運動用ビラ作成証明書 52
(6) 請求書(選挙運動用ビラの作成) 53
(7) 請求内訳書 54

第１　はじめに

伊根町長選挙及び伊根町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費は、条例で定められた範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払いについては様々な手続きが定められています。この手引きは令和8年11月15日執行の伊根町長選挙及び伊根町議会議員一般選挙以降の選挙において公営の適用を受けようとする場合の、候補者、業者等が行わなければならない手続きについて記述したものです。なお、この手引きでは法令等の用語について、次のように略称を使用していますので、ご注意ください。

（凡例）
法：公職選挙法
条例：伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
規程：伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程
町長：伊根町長
町議会：伊根町議会
選管：伊根町選挙管理委員会

第２ 公費負担の概要

この制度は、伊根町長選挙及び伊根町議会議員一般選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、伊根町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

1. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度の対象となるものは以下の３つです。

① 選挙運動用自動車の使用
② 選挙運動用ポスターの作成
③ 選挙運動用ビラの作成

2. 対象となる候補者

選挙公営の対象となる候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象にならず、全て自己負担となります。また、このほか候補者が当該選挙の候補者たることを辞した場合等も没収されます。

供託物の没収は、候補者の得票数が一定の数（供託物没収点）に達しないときとされ、次の計算式により算出します。また、これを直近の無投票でなかった町長選挙（平成30年11月18日執行、有効投票の総数1,336票）についてみると次のようになります

選挙区分	計算式	定数	供託物没収点（参考）
町長選挙	供託物没収点 = 有効投票の総数 $\times \frac{1}{10}$	1人	134
町議会議員選挙	供託物没収点 = 有効投票の総数 $\times \frac{1}{\text{議員定数} \times 10}$	9人	15

※有効投票の総数とは、各候補者の得票数を全て加えた数です。

3. 公費負担の限度額

公費負担の限度額については、個々の契約ごとの限度額と候補者１人当たりの限度額との両方が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象とはなりません。

内容等			単価上限等		限度額	
					有投票	無投票
選挙運動用自動車	ハイヤー方式		1日64,500円		64,500円×5日＝322,500円	64,500円×1日＝64,500円
	個別契約方式	自動車借入れ	1日16,100円 ※1日1台のみ対象		16,100円×5日＝80,500円	16,100円×1日＝16,100円
		燃料代	1日7,700円		7,700円×5日＝38,500円	7,700円×1日＝7,700円
		運転手	1日12,500円 ※1日1人のみ対象		12,500円×5日＝62,500円	12,500円×1日＝12,500円
選挙運動用ポスター			単価	$\frac{(586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}) + 316{,}250\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$	5,772円×61枚＝352,092円	
			枚数	ポスター掲示場数(61箇所)		
選挙運動用ビラ			単価	8円38銭		
			枚数	町長選挙	5,000枚	8円38銭×5,000枚＝41,900円
				議員選挙	1,600枚	8円38銭×1,600枚＝13,408円

※選挙運動用ポスター及びビラは、作成単価上限かつ枚数上限の範囲内での支払いとなります。例えば、選挙運動用ポスターをポスター掲示場に掲示するための予備として公費負担限度枚数(61枚)よりも多く作成した場合は、その予備に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。また、選挙運動用ポスター以外のポスターは公費負担の対象となりません。

4. 公費負担の対象となる費用の原則

公費負担制度は、上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。契約内容の妥当性を説明できるように適正な契約を行ってください。

5. 有償契約の締結

選挙公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、選管へ届け出なければなりません。なお、無償の場合は公費負担の対象にはなりません。

6. 契約書の作成

「5. 有償契約の締結」の契約をしたときは、当該契約に関する書類(以下「契約書等」)を作成してください。契約書等は公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要になります。

※添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限られませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間(借入期間、雇用期間等)、契約数(燃料供給量、印刷枚数等)ならびに契約金額が明らかにされている書面の写しでなければなりません。契約書に様式の定めはありませんが、作成の例として「第６　各種様式(記載例)」(21ページ以降)に掲載しています。

7. 所定の手続きをしなければならないこと

公営が適用される場合は、業者等からの請求に基づき、候補者が支払う金額の一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには一定の書類が必要であり、必ず所定の手続きをする必要があります。

<table>
<tr><th colspan="3">種別</th><th colspan="2">提出期日</th><th>申請者</th><th>提出先</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2" colspan="2">各種契約届出書</td><td>立候補届出前の契約</td><td>立候補届出後</td><td rowspan="3">候補者</td><td rowspan="3">選管</td></tr>
<tr><td>立候補届出後の契約</td><td>契約締結後</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">各種確認申請書</td><td colspan="2">契約届出書と同時</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">各種確認書(燃料・ポスター・ビラ)</td><td colspan="2">1、2の申請後直ちに</td><td>選管</td><td>候補者</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="5">上記3の確認書を候補者が受領後、直ちに業者等に原本送付</td><td rowspan="3">候補者</td><td rowspan="3">業者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">各種証明書</td><td>使用証明書
(自動車・燃料・運転手)</td><td colspan="2">契約履行後直ちに</td></tr>
<tr><td>作成証明書
(ポスター・ビラ)</td><td colspan="2">納品後直ちに</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="3">請求書</td><td>選挙期日後</td><td>業者等</td><td>町長</td></tr>
</table>

8. 無投票となった場合

(1)及び(2)ともに、告示日までに契約が締結されたものに限ります。

(1) 選挙運動用自動車の使用

ハイヤー方式、個別契約方式による自動車の借入れ及び運転手の雇用は、告示日１日分の金額が、燃料供給は、告示日１日の使用分が、選挙公営の対象になります。

(2) 選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの作成

投票の有無にかかわらず、作成費が選挙公営の対象になります。

9. 収支報告と選挙公営

選挙公営により公費負担となった選挙運動用ポスターの作成費用および選挙運動用ビラの作成費用については、選挙運動費用収支報告書に計上する必要があります。

なお、選挙運動用自動車に関する費用(ハイヤー方式・レンタル代(自動車借入代・燃料代・運転手報酬))は選挙運動費用とみなされませんので、選挙運動費用収支報告書への計上は必要ありません。(法第197条第2項)

10.契約変更について

契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

11.選挙公営費用の支払い

町からの支払いは、業者等の請求に基づき、直接業者等に対して行います。また、支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日(選挙期日の翌日から14日経過した日)以降となりますので、契約のときに業者等に説明してください。なお、公費負担の対象から除かれた場合、その費用は候補者が全額負担することとなりますので、契約の相手方となる業者等にもその旨を事前に確認してください。

第３ 諸手続

1. 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、選管に届け出なければなりせん。

(1) 届出先

伊根町選挙管理委員会

(2) 届出期日

契約締結日	提出時期
立候補届出の前	立候補届出後直ちに
立候補届出の後	契約締結後直ちに

(3) 添付書類

各業者等との契約書の写し

(4) 注意事項

① 「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約(個別契約方式)の場合」については、「自動車の借入れ」「燃料代」「運転手の雇用」のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

② 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

2. 確認申請

「(1) 確認申請が必要なもの」については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

① 選挙運動用自動車の燃料代

金額の制限範囲内であることの確認

② 選挙運動用ポスターの作成

作成限度枚数(掲示場数)の確認

③ 選挙運動用ビラの作成

作成限度枚数の確認

(2) 確認申請の方法

① 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。

② 確認申請には、すでに確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。

③ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3) 確認申請の提出先

伊根町選挙管理委員会

(4) 確認書の交付

① 申請に基づき選管から確認書を交付します。

② 交付を受けた確認書は業者に直接、提出してください。

③ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

3. 使用（作成）証明書の交付

上記「1. 契約締結と契約届出」の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付(1部)しなければなりません。

なお、この「使用(作成)証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

4. 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、伊根町が業者等に直接支払いますので、なるべく**令和9年2月までに**請求してください。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

（様式は伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程に定めるもの）

区分			必要書類	様式
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）		①請求書	様式第13号
			②請求内訳書	様式第13号(別紙)その1)
			③選挙運動用自動車使用証明書	様式第10号(その1)
	上記以外の契約による場合（個別契約方式）	自動車の借入れ	①請求書	様式第13号
			②請求内訳書	様式第13号(別紙)その2) (1)自動車の借入れ
			③選挙運動用自動車使用証明書	様式第10号(その1)
		燃料代	①請求書	様式第13号
			②請求内訳書	様式第13号(別紙)その2) (2)燃料代
			③選挙運動用自動車使用証明書	様式第10号(その2)
			④選挙運動用自動車燃料代確認書	様式第7号
		運転手の報酬	①請求書	様式第13号
			②請求内訳書	様式第13号(別紙)その2) (3)運転手
			③選挙運動用自動車使用証明書	様式第10号(その3)
選挙運動用ポスターの作成			①請求書	様式第15号
			②請求内訳書	様式第15号(別紙)
			③選挙運動用ポスター作成証明書	様式第12号
			④選挙運動用ポスター作成枚数確認書	様式第9号
選挙運動用ビラの作成			①請求書	様式第14号
			②請求内訳書	様式第14号(別紙)
			③選挙運動用ビラ作成証明書	様式第11号
			④選挙運動用ビラ作成枚数確認書	様式第8号

(2) 請求書提出の際の注意事項

① 支払方法は、口座振込で行いますので振込先は正確に記入してください。

② 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

伊根町選挙管理委員会

第４ 各種公営の諸手続

1. 選挙運動用自動車（ハイヤー方式）

燃料及び運転手の雇用込みで、自動車を借り入れる有償契約(以下「一般運送契約」)を締結する方法です。

一般的には、タクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者は、道路運送法(昭和26年法律第182号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として国土交通大臣から免許を受けている業者(以下「運送業者」)に限られます。

(2) 選挙公営の対象

1日に2台以上一般運送契約により自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。また、同じ日にハイヤー方式と個別契約方式の両方の契約をする場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約が選挙公営の対象となります。

なお、候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で選挙運動用自動車(以下「自動車」)の使用に関し公費負担となります。

(3) 車両に係る公費負担の対象範囲

自動車に看板、スピーカー等を取り付けるための費用及び当該付帯設備に係る賃借料は、公費負担の対象とはなりません。また、自動車に看板、スピーカー等が取り付けてあるいわゆる選挙カーパック料金による選挙運動用自動車の借入れをする場合は、車両本体の基本料金(保険料を含む)と付帯設備の額を明示した契約を締結することにより、車両本体の基本料金分を公費負担の対象とすることができます。

(4) 公費負担限度額

1日あたり1台64,500円と実際に要した金額とのいずれか少ない額での請求となります。

① 選挙がある場合

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。したがって、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日64,500円×5日＝322,500円

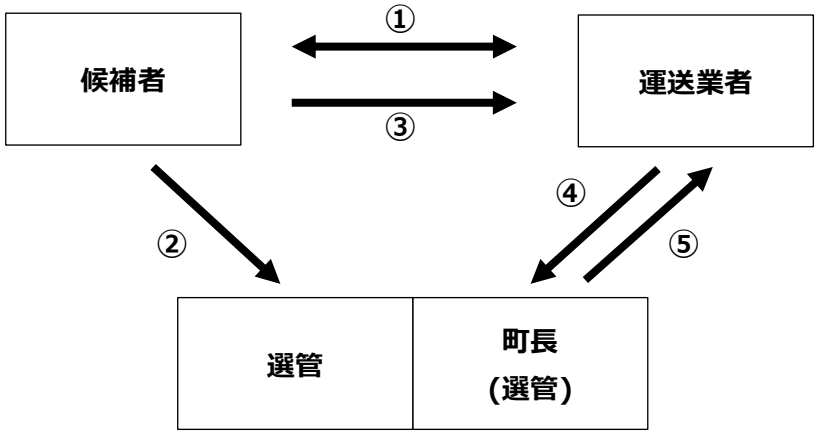
実際に要した金額が公費負担額の上限額の合計額に満たない場合でも、1日当たりの金額が公費負担額の上限を超える場合は、1日当たり64,500円となります。

② 無投票の場合

告示日１日に限られますので、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日64,500円×1日＝64,500円

(5) 手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔運送業者	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	21ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	22ページ
			①の契約書の写し	21ページ
③	使用証明書の交付	候補者 ⇒運送業者	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	23ページ
④	請求書の提出	運送業者 ⇒町長	請求書(選挙運動用自動車の使用)	24ページ
			請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)	25ページ
			③の使用証明書	23ページ
⑤	経費支払	町長 ⇒運送業者		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、一般運送契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**に**選挙運動用自動車運送契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、自動車を使用したときは**選挙運動用自動車使用証明書**を運送事業者に提出しなければなりません。

④ 運送業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)**に**請求内訳書**と**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

⑤ 町長は、運送業者等から請求されたときは、運送業者等に所定の経費を支払います。

2. 選挙運動用自動車(個別契約方式)

「1　選挙運動用自動車（ハイヤー方式）」の一般運送契約以外の有償契約を個別に締結し、自動車の借入れ、燃料の供給、又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の限度額の範囲内で公費負担となります。

1日に2台以上自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか1台を指定しなければなりません。また、同じ日にハイヤー方式と個別契約方式の両方の契約をする場合は、候補者の指定するいずれか一方の契約が選挙公営の対象となります。なお、候補者に係る供託物が没収されないときに限り、次に述べる額の範囲内で公費負担となります。

(1) 選挙運動用自動車の借入れ

① 業者等の制限

契約の相手方は、当該契約に係る業務を業としていない者であっても差し支えありません。したがって、レンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその自動車を借り入れる契約をすることもできます。ただし、当該契約に係る業務を業として行う者を除き、候補者と生計を一にする親族(配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

② 車両に係る公費負担の対象範囲

「1　選挙運動用自動車（ハイヤー方式）」の場合と同様です。

③　公費負担限度額

1日当たり1台16,100円と実際に要した金額とのいずれか少ない額での請求となります。

ア）　選挙がある場合

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。したがって、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日16,100円×5日＝80,500円

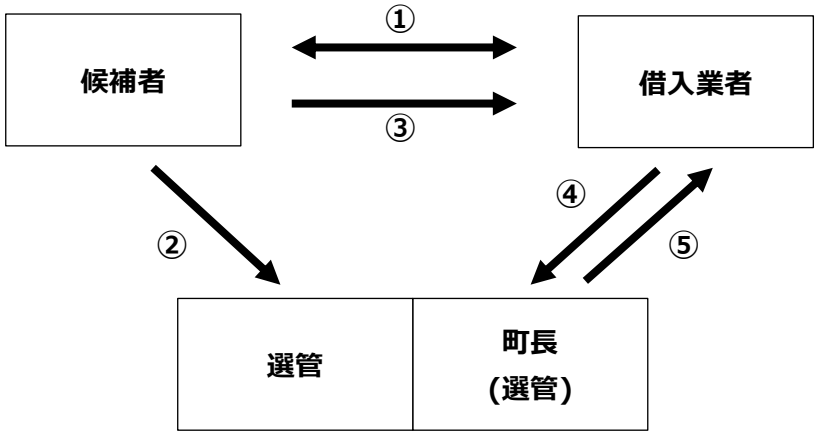
実際に要した金額が公費負担額の上限額の合計額に満たない場合でも、1日当たりの金額が公費負担額の上限を超える場合は、1日当たり16,100円となります。

イ）　無投票の場合

告示日１日に限られますので、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日16,100円×1日＝16,100円

④　手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔借入業者	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	26ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	29ページ
			①の契約書の写し	26ページ
③	使用証明書の交付	候補者 ⇒借入業者	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)	32ページ
④	請求書の提出	借入業者 ⇒町長	請求書(選挙運動用自動車の使用)	35ページ
			請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	36ページ
			③の使用証明書	32ページ
⑤	経費支払	町長 ⇒借入業者		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、借入業者等と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**に**選挙運動用自動車賃貸借契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、自動車を借入れたときは**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**を借入業者等ごとに作成し、各借入業者等に提出しなければなりません。

④ 借入業者等は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)**に**請求内訳書**と**選挙運動用自動車使用証明書(自動車)**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

⑤ 町長は、借入業者等から請求されたときは、借入業者等に所定の経費を支払います。

(2) 選挙運動用自動車の燃料代

① 業者等の制限

燃料供給業者に限られます。

② 公費負担限度額

7,700円に立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た額と実際に要した金額とのいずれか少ない額での請求となります。

ア） 選挙がある場合

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。したがって、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

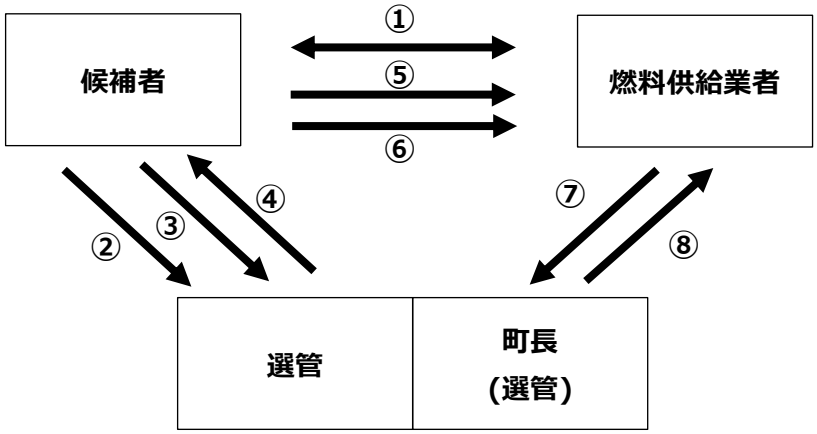
1日7,700円×5日＝38,500円

イ） 無投票の場合

告示日１日に限られますので、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日7,700円×1日＝7,700円

③ 手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔燃料供給業者	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	27ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	29ページ
			①の契約書の写し	27ページ
③	確認申請書の提出		選挙運動用自動車燃料代確認申請書	30ページ
④	確認書の交付	選管 ⇒候補者	選挙運動用自動車燃料代確認書	31ページ
⑤	確認書の提出	候補者 ⇒燃料供給業者	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付		選挙運動用自動車使用証明書(燃料)	33ページ
			給油伝票の写し	38ページ
⑦	請求書の提出	燃料供給業者 ⇒町長	請求書(選挙運動用自動車の使用)	37ページ
			請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	38ページ
			④の確認書	31ページ
			⑥の使用証明書	33ページ
			給与伝票の写し	38ページ
⑧	経費支払	町長 ⇒燃料供給業者		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、燃料供給業者と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**に**選挙運動用自動車の燃料供給契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、燃料供給業者ごとに**選挙運動用自動車燃料代確認書**を選管に提出しなければなりません。

④ 選管は、③の申請に基づき公営の適用される金額までの**選挙運動用自動車燃料代確認書**を交付します。

⑤ 候補者は、選管から④の確認書を受けたときは、直ぐにこれを燃料供給業者に提出しなければなりません。

⑥ 候補者は、燃料の供給を受けたときは**選挙運動用自動車使用証明書(燃料)**を燃料供給業者ごとに作成し、各燃料供給業者に提出しなければなりません。

⑦ 燃料供給業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)**に**請求内訳書**と**選挙運動用自動車使用証明書(燃料)**、**給油伝票の写し**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

※給油伝票の写し

次に掲げる事項が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し

1) 燃料の供給を受けた日付
2) 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字
3) 燃料供給量
4) 燃料供給金額

⑧ 町長は、各燃料供給業者から請求されたときは、各燃料供給業者に所定の経費を支払います。

(3) 選挙運動用自動車の運転手

① 業者等の制限

契約の相手方は、当該契約に係る業務を業としていない者であっても差し支えありません。ただし、当該契約に係る業務を業として行う者を除き、候補者と生計を一にする親族(配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

② 公費負担限度額

1日当たり12,500円と実際に要した金額とのいずれか少ない額での請求となります。なお、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合は、候補者が指定する1人に限られます。

ア) 選挙がある場合

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。したがって、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日12,500円×5日＝62,500円

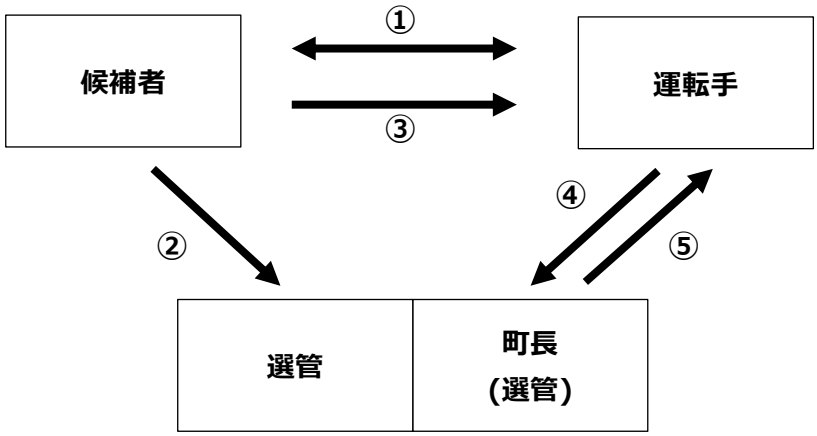
実際に要した金額が公費負担額の上限額の合計額に満たない場合でも、1日当たりの金額が公費負担額の上限を超える場合は、1日当たり12,500円となります。

イ) 無投票の場合

告示日１日に限られますので、公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日12,500円×1日＝12,500円

③　手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔運転手	選挙運動用自動車運転契約書 (契約に関する書面)	28ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用自動車の使用の契約届出書	29ページ
			①の契約書の写し	28ページ
③	使用証明書の交付	候補者 ⇒運転手	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)	34ページ
④	請求書の提出	運転手 ⇒町長	請求書(選挙運動用自動車の使用)	39ページ
			請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)	40ページ
			③の使用証明書	34ページ
⑤	経費支払	町長 ⇒運転手		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、有償契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動用自動車の使用の契約届出書**に**選挙運動用自動車運転契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、運転手を雇用したときは**選挙運動用自動車使用証明書(運転手)**を運転手ごとに作成し、各運転手に提出しなければなりません。

④ 各運転手は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用自動車の使用)**に**請求内訳書**と**選挙運動用自動車使用証明書(運転手)**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

⑤ 町長は、各運転手から請求されたときは、各運転手に所定の経費を支払います。

3. 選挙運動用ポスターの作成

候補者がポスターの作成を業とする者と有償契約を締結し、ポスターを作成するときは、限度額の範囲内で公費負担となります。

(1) 業者等の制限

契約する業者は、ポスターの作成を業とする業者(印刷業者等)（以下「ポスター作成業者」)に限られます。

(2) 選挙公営の対象

公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

(3) 公費負担限度額

限度額は、以下の「①作成単価の限度」×「②作成枚数の限度」で求められる金額の範囲内になりますが、作成単価及び作成枚数について、それぞれ公費負担の限度があります。

公費負担額	＝	作成単価と限度単価とを比較して少ない方の額	×	作成枚数と限度枚数とを比較して少ない方の枚数

① 作成単価の限度

586円88銭にポスター掲示場数(61カ所)を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となります。

$$\frac{(586円88銭 \times ポスター掲示場数(61カ所)) + 316{,}250円}{ポスター掲示場数(61カ所)} = 5{,}771.306\ldots円 = 5{,}772円$$

※1円未満の端数がある場合には、その端数は切り上げ

② 作成枚数の限度

61枚(ポスター掲示場数)

③ 計算例

ア） 公費負担限度額

「①作成単価の限度(5,772円)」×「②作成枚数の限度(61枚)」=352,092円

イ） 実際の作成費用

1） 作成単価 1,150円

2） 作成枚数 100枚

「1)作成単価(1,150円)」×「2)作成枚数(100枚)」=115,000円

ウ） 実際に受けられる公費負担額

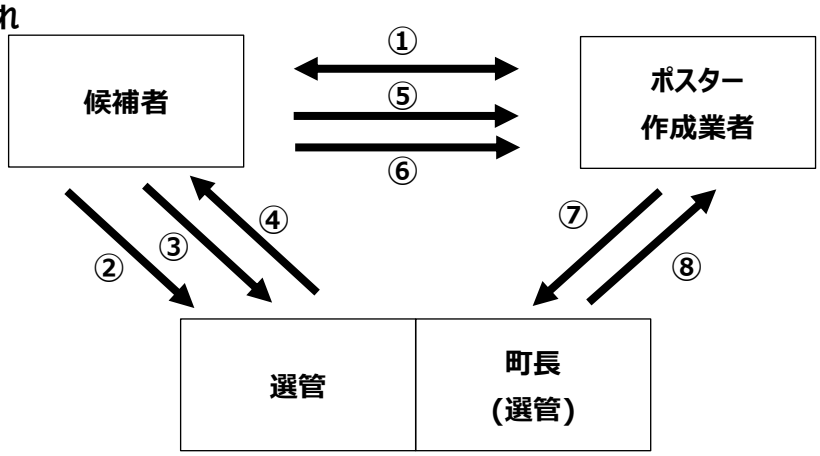
イ)の作成費用はア)の公費負担限度額の範囲内ではありますが、作成枚数が「②作成枚数の限度」の限度枚数を超えているために、全額が公費負担の対象にはなりません。

この場合、公費負担を受けられるのは、

「1) 実際の作成単価(1,150円)」×「②限度枚数(61枚)」=70,150円

となります。

(4) 手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔ポスター作成業者	選挙運動用ポスター作成契約書（契約に関する書面）	41ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用ポスター作成契約届出書	42ページ
			①の契約書の写し	41ページ
③	確認申請書の提出		選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	43ページ
④	確認書の交付	選管 ⇒候補者	選挙運動用ポスター作成枚数確認書	44ページ
⑤	確認書の提出	候補者 ⇒ポスター作成業者	④の確認書	
⑥	証明書の交付		選挙運動用ポスター作成証明書	45ページ
⑦	請求書の提出	ポスター作成業者 ⇒町長	請求書(選挙運動用ポスターの作成)	46ページ
			請求内訳書	47ページ
			④の確認書	44ページ
			⑥の作成証明書	45ページ
⑧	経費支払	町長 ⇒ポスター作成業者		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、ポスター作成業者と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに) **選挙運動用ポスター作成契約届出書**に**選挙運動用ポスター作成契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、公営の適用を受けようとするポスターの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、**選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書**を選管に提出しなければなりません。

④ 選管は、③の申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ポスター作成枚数確認書**を交付します。

⑤ 候補者は、選管から**④の選挙運動用ポスター作成枚数確認書**を受けたときは、直ぐにこれをポスター作成業者に提出しなければなりません。

⑥ 候補者は、ポスターを作成したときは**選挙運動用ポスター作成証明書**をポスター作成業者に作成し、ポスター作成業者に提出しなければなりません。

⑦ ポスター作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用ポスターの作成)**に**請求内訳書**、**選挙運動用ポスター作成証明書**、**ポスター作成枚数確認書**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

⑧ 町長は、ポスター作成業者から請求されたときは、ポスター作成業者に所定の経費を支払います。

4. 選挙運動用ビラの作成

候補者がビラの作成を業とする者と有償契約を締結し、ビラを作成するときは、限度額の範囲内で公費負担となります。

(1) 業者等の制限

契約する業者は、ビラの作成を業とする業者(印刷業者等)（以下「ビラ作成業者」)に限られます。

(2) 選挙公営の対象

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

(3) 公費負担限度額

限度額は、以下の「①作成単価の限度」×「②作成枚数の限度」で求められる金額の範囲内になりますが、作成単価及び作成枚数について、それぞれ公費負担の限度があります。

公費負担額	＝	作成単価と限度単価とを比較して少ない方の額	×	作成枚数と限度枚数とを比較して少ない方の枚数

① 作成単価の限度

1枚あたり8円38銭

② 作成枚数の限度

選管に届け出た2種類以内のビラ

ア） 町長　5,000枚

イ） 議員　1,600枚

③ 議員の計算例

ア） 議員の公費負担限度額

「①作成単価の限度(8円38銭)」×「②作成枚数の限度(1,600枚)」=13,408円

イ） 実際の作成費用

1） 作成単価　8円65銭

2） 作成枚数　1,500枚

「1)作成単価(8円65銭)」×「2)作成枚数(1,500枚)」=12,975円

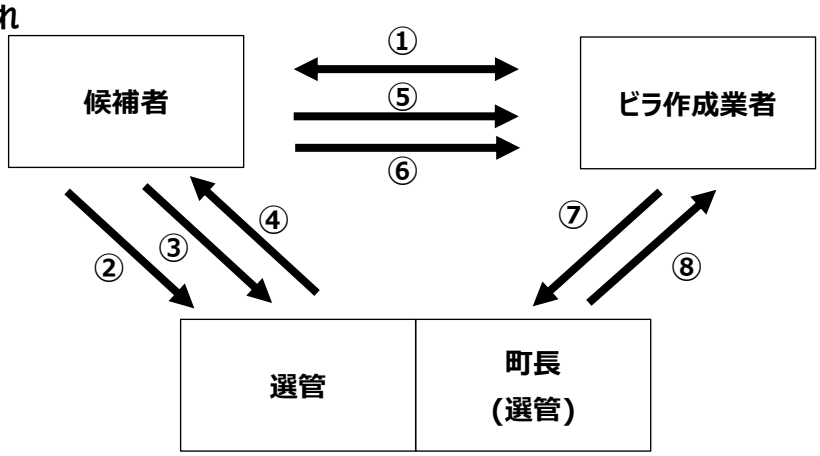
ウ） 実際に受けられる公費負担額

イ)の作成費用はア)の公費負担限度額の範囲内ではありますが、作成単価が「①作成単価の限度」の限度単価を超えているために、全額が公費負担の対象にはなりません。この場合、公費負担を受けられるのは、

「①作成単価の限度(8円38銭)」×「2)作成枚数(1,500枚)」=12,570円

となります。

(4) 手続きの流れ



順序	手続		必要書類	記載例
①	有償契約の締結	候補者 ⇔ビラ作成業者	選挙運動用ビラ作成契約書（契約に関する書面）	48ページ
②	契約締結の届出	候補者 ⇒選管	選挙運動用ビラ作成契約届出書	49ページ
			①の契約書の写し	48ページ
③	確認申請書の提出		選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	50ページ
④	確認書の交付	選管 ⇒候補者	選挙運動用ビラ作成枚数確認書	51ページ
⑤	確認書の提出	候補者 ⇒ビラ作成業者	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付		選挙運動用ビラ作成証明書	52ページ
⑦	請求書の提出	ビラ作成業者 ⇒町長	請求書（選挙運動用ビラの作成）	53ページ
			請求内訳書	54ページ
			④の確認書	51ページ
			⑥の作成証明書	52ページ
⑧	経費支払	町長 ⇒ビラ作成業者		

① 選挙公営の適用を受けようとする候補者は、ビラ作成業者と有償契約を締結しなければなりません。

② 候補者は、契約を締結したときは、その旨を直ちに(立候補届出前に契約を締結したときには、立候補の届出後直ちに)**選挙運動用ビラ作成契約届出書**に**選挙運動用ビラ作成契約書の写し**を添えて選管に届け出なければなりません。

③ 候補者は、公営の適用を受けようとするビラの作成について、公営の適用される枚数の範囲内であることの確認を受けるため、**選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書**を選管に提出しなければなりません。

④ 選管は、③の申請に基づき公営の適用される枚数までの**選挙運動用ビラ作成枚数確認書**を交付します。

⑤ 候補者は、選管から**④の選挙運動用ビラ作成枚数確認書**を受けたときは、直ぐにこれをビラ作成業者に提出しなければなりません。

⑥ 候補者は、ビラを作成したときは**選挙運動用ビラ作成証明書**をビラ作成業者に作成し、ビラ作成業者に提出しなければなりません。

⑦ ビラ作成業者は、選挙の期日後速やかに町長宛に所定の経費を請求してください。この場合、**請求書(選挙運動用ビラの作成)**に**請求内訳書**、**選挙運動用ビラ作成証明書**、**ビラ作成枚数確認書**を添付しなければなりません。ただし、供託物が没収される候補者のものについては、町長に請求することができません。

⑧ 町長は、ビラ作成業者から請求されたときは、ビラ作成業者に所定の経費を支払います。

第５ 選挙運動費用の公費負担制度　Q&A

1. 共通

(1) 「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか？

条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

(2) 選挙運動費用の公費負担制度は、定額で負担してもらえる制度ですか？

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

(3) 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選管に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

(4) 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。ただし、陰影は除く。

(5) 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきですか？

①　選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手に係る経費

記載不要。公費負担の有無にかかわらず、選挙運動費用に算入されません。公費負担額を収入へ記載する必要もありません。

②　公費負担の対象にならない車両の看板、スピーカー等の設備に係る経費

記載が必要。選挙運動費用に算入されます。

③　ポスター、ビラの印刷費

記載が必要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されます。「収入の部」は、「参考」に公費負担相当額を記載してください。「支出の部」は、「備考」及び「支出のうち公費負担相当額」に公費負担相当額を記載してください。

2. 自動車の借入れ

(1) 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

主として選挙運動のために使用され、選管が交付する表示をした車両で、候補者1人につき1台です。なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。その他の自動車（選挙事務所業務用など）は対象にはなりません。

(2) レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

(3) 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金は公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。また、無投票の場合は立候補届出日の1日分が、公費負担の対象期間となります。

(4) 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか？

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。ただし、公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

(5) 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

自動車借入れに対する公費負担制度は、1日当たりの借入金額に対して公費負担する制度になっていますので、契約にあたっては1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。しかし、「1ヶ月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額(16,100円を超える場合は16,100円)に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

(6) 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次の①及び②に該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

① 候補者と生計を一にする親族(当該親族がレンタカー業を営む場合は除く)
② ハイヤー契約による借入れ(自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約)

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。なお、友人等から有償で借り入れる際には、「業として」行わない限り国土交通省の許可は必要ありません。

(7) レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか？

契約金額は、契約当事者の合意で定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量等)の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

(8) 選挙運動用自動車についてハイヤー契約(自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約)を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

3．燃料の供給

(1) 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか？

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額を比較して、いずれか低い方の金額となります。

(2) 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか？

対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

(3) 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額が限度額の範囲内の場合、公費負担をうけることができます。

(4) 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか？

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管してください。なお、給油伝票には、給油日、給油量、車番(登録番号)、給油金額が記載されている事が必要です。

4. 運転手の雇用

(1) 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか？

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。

(2) 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか？

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

(3) 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

(4) 契約した運転手の宿泊代は公費負担の対象になりますか？

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対して支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費(宿泊代等)は公費負担の対象となりません。

(5) 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

5. 選挙運動用ポスターの作成

(1) ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられますが、文書図画の写真やデザインなどに区分して契約する場合やコピーによって作成する場合などは、一部又は全部が公費負担の対象とならないことがありますので注意してください。

(2) 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数には上限数が定められています。

(3) 選挙運動用ポスターと選挙運動用通常葉書を一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象となりますか？

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

(4) ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

この場合、全額を公費負担できない場合があります。「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

6. 選挙運動用ビラの作成

(1) 選挙運動用ビラには規格等の制約はありますか？

① 枚数

ア） 町長選挙　　5,000枚
イ） 町議会議員一般選挙　　1,600枚

② 種類

2種類

③ 規格

長さ29.7㎝×幅21㎝(A4版)
両面印刷可

④ 記載内容

特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

⑤ 証紙の貼付

頒布するビラには、選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

(2) 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるために個々に契約することをおすすめします。

(3) 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

次の場所において頒布することができます。

① 新聞折込みによる頒布
② 候補者の選挙事務所内における頒布
③ 個人演説会の会場内における頒布
④ 街頭演説の場所における頒布

第６ 各種様式(記載例)

1. 選挙運動用自動車関係(ハイヤー方式)

(1) 選挙運動用自動車運送契約書の写し(例)

印　収入印紙　印

選挙運動用自動車運送契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　(以下「甲」という。)と株式会社〇〇　代表〇〇　〇〇(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第１条　甲は、公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出しするものとする。

車　　種　小型乗用自動車(車種名)
登録番号　京都〇〇あ〇〇　〇〇(車両のナンバー)

契約した車両情報

(契約の期間)

第２条　この契約の期間は、令和８年〇月〇日から令和８年〇月〇日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

契約期間

(契約金額)

第３条　この契約の契約料は、５００，０００円(１日当たり５０，０００円)とする。

契約金額

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当たり５０，０００円に令和８年〇月〇日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、契約金額は消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和８年〇月〇日

契約日は告示日前でも可

候補者届出と一緒

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　印

乙　住　所　伊根町字〇〇〇〇
　　名　称　株式会社〇〇
　　代表者氏名　代表〇〇　〇〇　印

法人印
(個人の場合は除く)

代表者印
(個人の場合は個人印)

(2)　選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年〇月〇日	伊根町字〇〇〇〇 株式会社〇〇代表〇〇　〇〇	令和8年〇月〇日から 令和8年〇月〇日まで	500,000円	

契約書の日付

契約書と同一の内容を記載してください

２　１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			契約期間等	契約金額	
自動車の借入れ				円	
運転手の雇用					
燃料代					

備考１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「契約期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(3)　選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

契約届出以降で、かつ、使用最終日以降

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する番号に〇をしてください）		①　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	２　左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		伊根町字〇〇〇〇 株式会社〇〇代表〇〇　〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備　考
小型乗用自動車 京都〇〇あ〇〇　〇〇	令和8年〇月〇日から 令和8年〇月〇日まで	５００，０００円	

備考１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が伊根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、伊根町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

（１）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　６４，５００円

（２）（１）以外の場合　１６，１００円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、伊根町に支払を請求することはできません。

(4) 請求書（一般運送）

選挙期日後の日付を記載

令和８年１１月〇〇日

伊根町長　様

住所（所在地）伊根町字〇〇〇
氏名（名称）　株式会社〇〇
代表〇〇　〇〇　　印

法人印
（個人の場合は除く）

請求者（法人の場合は代表者）本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　２５０，０００　円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

請求書内訳書の合計金額と一緒

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
金融機関コード	〇〇〇〇	支店コード	〇〇〇〇
口座種別	1 普　通 2 当　座	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	〇〇　〇〇		
口座名義	〇〇　〇〇		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(5) 請求内訳書

契約書と同一の内容を記載してください

（別紙）その１

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	＝ 50,000円×１台 50,000円	＝ 64,500円×１台 64,500円	50,000円	
令和8年11月11日	＝ 50,000円×１台 50,000円	＝ 64,500円×１台 64,500円	50,000円	
令和8年11月12日	＝ 50,000円×１台 50,000円	＝ 64,500円×１台 64,500円	50,000円	
令和8年11月13日	＝ 50,000円×１台 50,000円	＝ 64,500円×１台 64,500円	50,000円	
令和8年11月14日	＝ 50,000円×１台 50,000円	＝ 64,500円×１台 64,500円	50,000円	
計			250,000円	

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一緒

選挙運動期間中の日付（11月10日～11月14日）を記入

2. 選挙運動用自動車関係(個別契約方式)

(1) 選挙運動用自動車運送賃貸借契約書の写し(例)

選挙運動用自動車賃貸借契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　(以下「甲」という。)と株式会社△△　代表△△　△△(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第１条　甲は、公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために乙の所有する下記の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

車　　種　小型乗用自動車(車種名)
登録番号　京都〇〇あ〇〇　〇〇(車両のナンバー)

契約した車両情報

(契約の期間)

第２条　この契約の期間は、令和８年〇月〇日から令和８年〇月〇日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

契約期間

(契約金額)

第３条　この契約の契約料は、１００，０００円(１日当たり１０，０００円)とする。

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当たり１０，０００円に令和８年〇月〇日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、契約金額は消費税額を含んだ額とする。

契約金額

(請求及び支払)

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和８年〇月〇日

契約日は告示日前でも可

候補者届出と一緒

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　印

乙　住　所　伊根町字△△△△
　　名　称　株式会社△△
　　代表者氏名　代表△△　△△　印

法人印
(個人の場合は除く)

代表者印
(個人の場合は個人印)

(2)　選挙運動用自動車の燃料供給契約書の写し(例)

選挙運動用自動車燃料供給契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　（以下「甲」という。）と株式会社▲▲　代表▲▲　▲▲（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　乙は、公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために、その所有する自動車燃料を甲に売り渡し、甲は下記の自動車の燃料としてこれを買い受けるものとする。

車　　種　小型乗用自動車（車種名）
登録番号　京都〇〇あ〇〇　〇〇（車両のナンバー）

契約した車両情報

（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和８年〇月〇日から令和８年〇月〇日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

契約期間

（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、単価１リットル当たり１５０円とし、前条の契約の期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じて得た金額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する。）とする。

契約金額

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず単価１リットル当たり１５０円に令和８年〇月〇日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額（１円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する。）とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。なお、この単価は消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和８年〇月〇日

契約日は告示日前でも可

候補者届出と一緒

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　㊞

乙　住　所　伊根町字▲▲▲▲
　　名　称　株式会社▲▲
　　代表者氏名　代表▲▲　▲▲　㊞

法人印
（個人の場合は除く）

代表者印
（個人の場合は個人印）

(3)　選挙運動用自動車運転手の雇用契約書の写し(例)

選挙運動用自動車運転契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　（以下「甲」という。）と　運転手の氏名　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　乙は、公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために、甲の指定する下記の選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

車　　種　小型乗用自動車（車種名）
登録番号　京都〇〇あ〇〇　〇〇（車両のナンバー）

契約した車両情報

（契約の期間）

第２条　この契約の期間は、令和８年〇月〇日から令和８年〇月〇日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

契約期間

（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、１日当たり１０，０００円とし、この額に前条の期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

契約金額

２　投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず１日当たり１０，０００円に令和８年〇月〇日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その事由が生じた日が契約の期間前であった場合は、この限りでない。

（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和８年〇月〇日

契約日は告示日前でも可

候補者届出と一緒

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　㊞

乙　住　所　伊根町字▽▽▽▽
　　氏　名　▽▽　▽▽　㊞

(4)　選挙運動用自動車の使用の契約届出書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

契約書の日付

契約書と同一の内容を記載してください

２　１に掲げる場合以外の場合

項目／区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			契約期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和8年〇月〇日	伊根町字△△△△ 株式会社△△代表△△△△	令和8年〇月〇日から 令和8年〇月〇日まで	100,000円	
運転手の雇用	令和8年〇月〇日	伊根町字▽▽▽▽ ▽▽　▽▽	令和8年〇月〇日から 令和8年〇月〇日まで	50,000円	
燃料代	令和8年〇月〇日	伊根町字▲▲▲▲ 株式会社▲▲代表▲▲▲▲	京都〇〇あ〇〇　〇〇		150円/ℓ

運転手の氏名

車両のナンバー

契約単価

備考１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　２の「契約内容」欄の「契約期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません）。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(5)　選挙運動用自動車燃料代確認申請書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次の選挙運動用自動車燃料代につき、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　令和８年１１月〇〇日　契約書の日付

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
　　伊根町字▲▲▲▲　株式会社▲▲代表▲▲▲▲

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
　　京都〇〇〇わ〇〇-〇〇

４　確認申請金額　4,500　円　←同じ金額

他の燃料供給業者から購入した金額も含めた累積金額

区　　分	購　入　金　額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額（ａ）	9,000　円	9,000　円
今回の購入金額（ｂ）	4,500　円	4,500　円
燃料代計（ａ）＋（ｂ）	13,500　円	13,500　円
備　　考		

備考１　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から伊根町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

５　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(6) 選挙運動用自動車燃料代確認書

第　　号
令和８年１１月○○日

選挙運動用自動車燃料代確認書

伊根町選挙管理委員会
委員長　　印

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

１　令和８年１１月１５日執行　　選挙

２　候補者の氏名（※戸籍名）　　戸籍名

３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
京都○○○わ○○-○○

４　確認金額　　13,500　円

備考１　この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
２　この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

(7)　選挙運動用自動車使用証明書(自動車の借入れ)

契約届出以降で、かつ、使用最終日以降

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 （該当する番号に〇をしてください）		１　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	２　左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		伊根町字△△△△ 株式会社△△代表△△　△△	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備　考
小型乗用自動車 京都〇〇あ〇〇　〇〇	令和8年〇月〇日から 令和8年〇月〇日まで	１００，０００円	

備考１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

２　運送事業者等が伊根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、伊根町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

（１）一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　６４，５００円

（２）（１）以外の場合　１６，１００円

５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られていますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

７　５の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び６の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、伊根町に支払を請求することはできません。

(8)　選挙運動用自動車使用証明書(燃料の供給)

契約届出以降で、かつ、供給最終日以降

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　　戸籍名　　印

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		伊根町字▲▲▲▲ 株式会社▲▲代表▲▲▲▲		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の車種及び自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備　考
令和8年〇月〇日	小型乗用自動車 京都〇〇あ〇〇　〇〇	15ℓ	2,250円	
令和8年〇月〇日	小型乗用自動車 京都〇〇あ〇〇　〇〇	15ℓ	2,250円	

備考１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が伊根町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(9)　選挙運動用自動車使用証明書(運転手の雇用)

契約届出以降で、かつ、運転最終日以降

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　　戸籍名　㊞

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

運転手の氏名及び住所	住所 伊根町字▽▽▽▽ 氏名 ▽▽　▽▽	
雇 用 年 月 日	報　酬　の　額	備　　考
令和8年11月10日	10,000円	
令和8年11月11日	10,000円	
令和8年11月12日	10,000円	
令和8年11月13日	10,000円	
令和8年11月14日	10,000円	

備考１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　運転手が伊根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、伊根町に支払を請求することはできません。

４　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて１２，５００円までです。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

６　候補者の指定した運転手以外の運転手は、伊根町に支払を請求することはできません。

(10) 請求書(選挙運動用自動車の借入れ)

選挙期日後の日付を記載

法人印
（個人の場合は除く）

令和８年１１月〇〇日

伊根町長　様

住所（所在地）伊根町字△△△△
氏名（名称）株式会社△△
代表△△　△△　㊞

請求者(法人の場合は代表者)本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　５０，０００円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

請求書内訳書の合計金額と一緒

金融機関名	△△銀行	本・支店名	△△支店
金融機関コード	△△△△	支店コード	△△△△
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	△△△△
フリガナ	△△　△△		
口座名義	△△　△△		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(11) 請求内訳書

契約書と同一の内容を記載してください

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（１）自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	10,000円×1台 ＝ 10,000円	16,100円×1台 ＝ 16,100円	10,000円	
令和8年11月11日	10,000円×1台 ＝ 10,000円	16,100円×1台 ＝ 16,100円	10,000円	
令和8年11月12日	10,000円×1台 ＝ 10,000円	16,100円×1台 ＝ 16,100円	10,000円	
令和8年11月13日	10,000円×1台 ＝ 10,000円	16,100円×1台 ＝ 16,100円	10,000円	
令和8年11月14日	10,000円×1台 ＝ 10,000円	16,100円×1台 ＝ 16,100円	10,000円	
計			50,000円	

備考１　「借入金額」の欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動期間中の日付（11月10日～11月14日）を記入

請求書の請求金額と一緒

(12) 請求書(燃料の供給)

選挙期日後の日付を記載

令和８年１１月〇〇日

伊根町長　様

法人印
（個人の場合は除く）

住所（所在地）伊根町字▲▲▲▲
氏名（名称）株式会社▲▲
代表▲▲　▲▲　㊞

請求者(法人の場合は代表者)本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　５０，０００円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

請求書内訳書の合計金額と一緒

金融機関名	▲▲銀行	本・支店名	▲▲支店
金融機関コード	▲▲▲▲	支店コード	▲▲▲▲
口座種別	1 普通 2 当座	口座番号	▲▲▲▲
フリガナ	▲▲　▲▲		
口座名義	▲▲　▲▲		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(13) 請求内訳書

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（２）燃料代

契約書と同一の内容を記載してください

使用年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年 ○月○日	京都○○あ ○○　○○	150円×15.0ℓ ＝　2,250円			
令和8年 ○月○日	京都○○あ ○○　○○	150円×15.0ℓ ＝　2,250円			
		円×　ℓ ＝　円			
		円×　ℓ ＝　円			
		円×　ℓ ＝　円			
		円×　ℓ ＝　円			
計		4,500円	38,　500円	4,500円	

無投票の場合は7,700円

請求書の請求金額と一緒

備考１　「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

４　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び（ア）欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

選挙運動期間中の日付（11月10日～11月14日）を記入

(14) 給油伝票の写し(例)

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字

納品書

燃料の供給を受けた日付

○○　○○様

株式会社▲▲
伊根町字▲▲▲▲
電話　0772-●●-●●●●

	登録番号		日付
	京都○○あ○○○○		令和８年１１月○○日
商品名	数量	単価	金額
レギュラーガソリン	15.0ℓ	150円	2,250円

燃料供給量

燃料供給金額

(15) 請求書(運転手の雇用)

選挙期日後の日付を記載

令和８年１１月〇〇日

伊根町長　様

住所（所在地）伊根町字▽▽▽▽
氏名（名称）▽▽　▽▽　　㊞

請求者(法人の場合は代表者)本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　５０，０００円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

請求書内訳書の合計金額と一緒

金融機関名	▽▽銀行	本・支店名	▽▽支店
金融機関コード	▽▽▽▽	支店コード	▽▽▽▽
口座種別	1 普　通 2 当　座	口座番号	▽▽▽▽
フリガナ	▽▽　▽▽		
口座名義	▽▽　▽▽		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(16) 請求内訳書

契約書と同一の内容を記載してください

（別紙）その２

請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

（３）運転手

雇用年月日	報酬（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和8年11月10日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年11月11日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年11月12日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年11月13日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和8年11月14日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			10,000円	

備考　「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動期間中の日付（11月10日～11月14日）を記入

請求書の請求金額と一緒

3. 選挙運動用ポスター関係

(1) 選挙運動用ポスター作成契約書の写し(例)

印　収入印紙　印

選挙運動用ポスター作成契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　(以下「甲」という。)と株式会社◇◇　代表◇◇　◇◇(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第１条　乙は、公職選挙法第１４３条第１項第５号に定める下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買い受けるものとする。

規　格　４２ｃｍ×４０ｃｍ
数　量　１００枚

・法定規格（長さ42cm×幅40cm）以内
・選挙公営限度枚数(61枚)

(納入期限)

第２条　乙は、令和８年１１月〇日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

告示日前でも可。ただし契約日以降

(契約金額)

第３条　この契約の契約料は、１１５，０００円（１枚当たり１，１５０円）とする。なお、契約金額は消費税額を含んだ額とする。

契約金額

(請求及び支払)

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和８年１１月〇日

契約日は告示日前でも可

候補者届出と一緒

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　印

乙　住　所　伊根町字◇◇◇◇
　　名　称　株式会社◇◇
　　代表者氏名　代表◇◇　◇◇　印

法人印
（個人の場合は除く）

代表者印
（個人の場合は個人印）

(2)　選挙運動用ポスター作成契約届出書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ポスター作成契約届出書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和８年１１月〇日	伊根町字◇◇◇◇ 株式会社◇◇代表◇◇　◇◇	100枚	115,000円	

契約書の日付

契約書と同一の内容を記載してください

備考１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(3)　選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

伊根町選挙管理委員会委員長　　様

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定による確認を受けたいので申請します。

１　契約年月日　　令和８年１１月〇〇日　　契約書の日付

２　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

伊根町字◇◇◇◇　株式会社◇◇代表◇◇◇◇

３　確認申請枚数　　６１　　枚　　ポスター掲示場数(61か所)以内

区　　分	作成枚数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	0枚	0枚
今　回　の　枚　数　（　b　）	１００枚	６１枚
枚　数　計　（　a　）　＋　（　b　）	１００枚	６１枚
備　　考		

同じ枚数

備考１　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から伊根町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(4)　選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第　　号
令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

伊根町選挙管理委員会
委員長　　印

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

１　令和８年１１月１５日執行　　選挙

２　候補者の氏名（※戸籍名）　　戸籍名

３　確認枚数　　６１　　枚

備考１　この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
２　この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

(5)　選挙運動用ポスター作成証明書

契約届出以降で、かつ、納期後

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ポスター作成証明書

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合は押印が不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	伊根町字◇◇◇◇ 株式会社◇◇　代表◇◇　◇◇
作成枚数	100　枚
作成金額	115,000　円
備　　考	

備考１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が伊根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

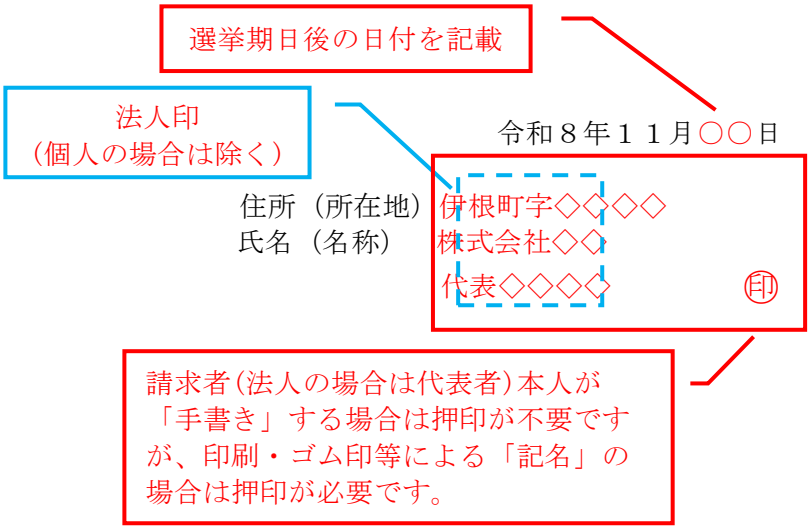
３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（１）枚　数　当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

（２）限度額　５８６円８８銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に３１６，２５０円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。）×（１）の枚数＝限度額

(6)　請求書(選挙運動用ポスターの作成)



請　　求　　書
(選挙運動用ポスターの作成)

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１１条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　７０，１５０　円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　◇◇◇◇　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	◇◇銀行	本・支店名	◇◇支店
金融機関コード	◇◇◇◇	支店コード	◇◇◇◇
口座種別	1　普　　通 2　当　　座	口座番号	◇◇◇◇◇◇
フリガナ	◇◇　◇◇		
口座名義	◇◇　◇◇		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。
３　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（7） 請求内訳書

（別紙）

少ない方の金額

請求内訳書

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 D×E	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
61 箇所	1,150 円	100 枚	115,000 円	5,772 円	61 枚	352,092 円	1,150 円	61 枚	70,150 円	

備考１　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
２　A欄に１円未満の端数が生じた場合は、その端数は１円としてください。
３　D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
４　E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
５　F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

契約書と同一の内容を記載してください

少ない方の枚数

4. 選挙運動用ビラ関係

(1) 選挙運動用ビラ作成契約書の写し(例)

印　収入印紙　印

選挙運動用ビラ作成契約書(例)

伊根町〇〇選挙候補者　戸籍名　（以下「甲」という。）と株式会社◇◇　代表◇◇　◇◇（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第１条　乙は、公職選挙法第１４２条第１項第６号に定める下記の選挙運動用ビラを作成印刷し、甲はこれを買い受けるものとする。

規　格　２９．７ｃｍ×２１ｃｍ
数　量　１０，０００枚

・法定規格（長さ29.7cm×幅21cm）以内
・選挙公営限度枚数
（町長：5,000枚、町議会：1,600枚）

（納入期限）

第２条　乙は、令和８年１１月〇日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ビラを納入するものとする。

告示日前でも可。ただし契約日以降

（契約金額）

第３条　この契約の契約料は、８６，５００円（１枚当たり８円６５銭）とする。なお、契約金額は消費税額を含んだ額とする。

契約金額

（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額については、乙は、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき伊根町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、契約料は甲が支払うものとする。なお、伊根町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

候補者届出と一緒

令和８年１１月〇日

契約日は告示日前でも可

甲　住　所
　　氏　名　戸籍名　㊞

乙　住　所　伊根町字□□□□
　　名　称　株式会社□□
　　代表者氏名　代表□□　□□　㊞

法人印
（個人の場合は除く）

代表者印
（個人の場合は個人印）

(2)　選挙運動用ビラ作成契約届出書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ビラ作成契約届出書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

令和８年１１月１５日執行〇〇選挙
候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　㊞

候補者本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和8年11月〇日	伊根町字□□□□ 株式会社□□代表□□　□□	10,000枚	86,500円	

契約書の日付

契約書と同一の内容を記載してください

備考１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

２　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(3)　選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

届出日を記載
（告示日以降の日）

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

伊根町選挙管理委員会委員長　様

候補者本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　　戸籍名　　㊞

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により確認を受けたいので申請します。

1　契約年月日　　令和８年１１月〇〇日

契約書の日付

2　契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

伊根町字□□□□　株式会社□□代表□□□□

3　確認申請枚数　　５，０００　枚

町長選挙　5,000枚以内
町議会選挙　1,600枚以内

区　　分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	０枚	０枚
今　回　の　枚　数　（ｂ）	１０，０００枚	５，０００枚
枚　数　計　（ａ）　＋　（ｂ）	１０，０００枚	５，０００枚
備　　考		

同じ枚数

備考１　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から伊根町選挙管理委員会に提出してください。

２　この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

４　候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(4)　選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第　　号
令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

伊根町選挙管理委員会
委員長　　印

伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

１　令和８年１１月１５日執行　　選挙

２　候補者の氏名（※戸籍名）　　戸籍名

３　確認枚数　　５，０００　枚

備考１　この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
２　この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
３　この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

(5)　選挙運動用ビラ作成証明書

契約届出以降で、かつ、納期後

令和８年１１月〇〇日

選挙運動用ビラ作成証明書

令和８年１１月１５日執行　　選挙

候補者氏名（※戸籍名）　戸籍名　　㊞

候補者本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	伊根町字□□□□ 株式会社□□　代表□□□□
作成枚数	１０，０００枚
作成金額	８６，５００円
備　　考	

備考１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が伊根町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、伊根町に支払を請求することはできません。

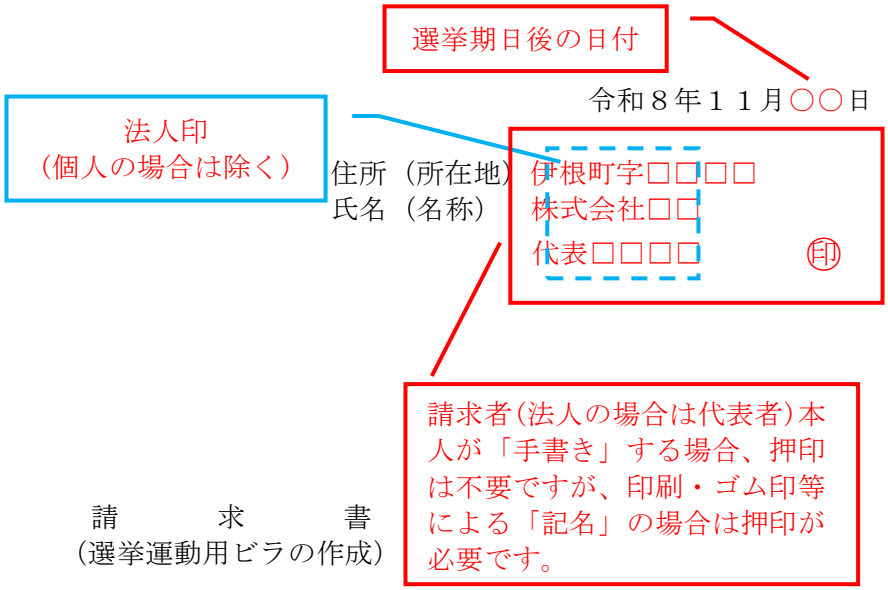
４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（１）　枚　数　伊根町長選挙　　５，０００枚

伊根町議会議員選挙　１，６００枚

（２）　限度額　８円３８銭（単価）×（１）の枚数＝限度額

(6)　請求書(選挙運動用ビラの作成)



伊根町議会議員及び伊根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　４１，９００　　円
２　内　　訳　　別紙請求内訳書のとおり
３　選　挙　名　　令和８年１１月１５日執行　　選挙
４　候補者の氏名（※戸籍名）　候補者氏名
５　金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	□□銀行	本・支店名	□□支店
金融機関コード	□□□□	支店コード	□□□□
口座種別	1　普　　通 2　当　　座	口座番号	□□□□□□
フリガナ	□□　□□		
口座名義	□□　□□		

備考１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、伊根町に支払を請求することはできません。
３　この請求書には、作成したビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。
４　契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

（7） 請求内訳書

（別紙）

少ない方の金額

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
8円65銭	10,000枚	86,500 円	8円38銭	5,000枚	41,900円	8円38銭	5,000枚	41,900 円	

備考１　D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
　　２　E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
　　３　F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください

契約書と同一の内容を記載してください

少ない方の枚数